

第五十一回 参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

野溝 勝君

補欠選任

大河原 一次君

四月十九日

辞任

大河原 一次君

補欠選任

野溝 勝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

徳永 正利君

青柳 秀夫君

日高 弘為君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

中尾 辰義君

伊藤 五郎君

栗原 祐幸君

木暮武太夫君

西郷吉之助君

西田 信一君

木村禧八郎君

戸田 菊雄君

北條 浩君

瓜生 清君

須藤 五郎君

小林 章君

政府委員

大蔵政務次官

竹中 恒夫君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

参考人

保険審議会委員 河野 通一君

上智大学教授 鈴木 竹雄君

日本損害保険協会 高木 幹夫君

会長

本日の会議に付した案件

○地震保険に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○地震再保険特別会計法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(徳永正利君) たいまから大蔵委員会を開会いたします。

それでは、地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

本日は、まず参考人より御意見を聴取いたすことになっております。

御出席をいただいております参考人の方は、保険審議会委員河野通一君、上智大学教授鈴木竹雄君及び日本損害保険協会会長高木幹夫君であります。

この際、参考人各位に一言であいつ申し上げます。本日は御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御存じのとおり、ただいま議題となっております両法案は、非常に重要な案件であると思っております。ここに学識経験をお持ちの各位に参考人として御出席をお願いしまして、本案についての御意見を拝聴いたしまして、この法律案の審査に資する所存でございますので、両案に對しまして、ひとつ忌憚のない御意見を述べいただくようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、議事の進め方でございますが、初めに大体二十分程度参考人の御意見の開陳をお願いいたします。それが終わりました後に各委員の質疑に移りたいと存ずる次第でございます。

きようは御多用のところ、ほんとうに御出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

諸外国における地震の発生状況、被害の規模は、それぞれ国によって違いますし、また地震保険の実施態様も違っておりますが、やはり必ずしも十分発達しているとは言えないのでありまして、この保険の実施上の困難性は、ひとりわが国のみではないのでございます。たとえば、一九六四年の三月にアラスカにおいて大地震があったことは、皆さまのまだ記憶に新しいところだと存じますが、その損害額は、伝えられるところによりまして、約七億ドルといわれているのに対しまして、しかも保険がよく発達しているといわれるアメリカにおいては、地震保険の保険料が高いためと、また保険会社自身としてもこの地震保険の引き受けに消極的であるために、あまりこの地震保険というものが利用されておらず、保険金の支払いはほとんどなかったというふうに承知しております。

さて、御承知のとおり、わが国は世界一の地震国であるといふことは、いまさら申し上げるまでもないのでございますが、そこで地震保険という問題、これが、そういう世界一の地震国であるだけに、私もともいたしましてたいへんな問題であるといふことはかねがね考えておったのでございますが、なお、私も損害保険事業者といいたしましては、火災、海上、自動車や航空機の衝突や墜落、傷害、第三者に対する賠償、それから工場設備つけの機械、それから原子力等々、各種の保険を営んでおりますが、遺憾ながら建物や動産に関する地震保険は、普遍的な引き受けはいまだできておりません。

なぜこのように地震保険がむずかしいかと申しますと、たとえば火災保険ならば、大数の法則に基づいて年々の損害率をおおよそ把握できるのに反しまして、地震保険の場合は、建物に被害を及ぼすような地震が全く起こらない年が何年も続くかと思つてみると、連続して大きな地震が起こることもあるといったぐあい、発生頻度がはつきりわからないとか、あるいは地震による損害の度合いというものが統計的に把握しがたい事情にあるとか、その他学問的にもまだまだわからないに、つまり人間にわからない面がたくさんあるのでございます。損害の規模にいたしまして、かつての関東大震災のような損害がいつ起こるか分からない、あるいはそれ以上の地震が発生しないという保証もないのでございまして、このように地震というものは保険制度に乗せるには非常に困難性を有しているものであります。

もともと、民間損害保険事業者といいたしましては、関東大震災のあと、地震保険の可能性についてわれわれの先輩が研究したこともあったそうでございます。また、政府におかれましては、幾たびか地震保険の実施方策を検討されたのであります。が、かつて戦時中に、戦時特殊損害保険法に基づきまして、国が損失補償をする方式で行なわれた以外には、わが国においては普遍的な地震保険の実施は見られなかったものでございます。

たとえば関東大震災のとき、罹災した建物や財産のうち火災保険がつけられていたものの保険金

額は十五億九千万円であつたといわれておりますが、これに對して當時の保險会社の資産總額はわずかに二億三千万円にすぎませんでした。したがつて、もしかりに當時保險会社に保險金支払い義務があつたといふすれば、大部分の保險会社は當然破産してゐたのであります。

このようなことは現在といへどもかりにはないのでございませう。損害保險会社といひましては、前にも申し上げましたとおり、火災、海上、運送、自動車、航空機その他各種の保險責任を負つておりますから、地震保險だけのために全財産を投げ出すなどということはとうてい不可能なことではございませう。いまかりに全財産を投げ出したとしても、地震保險の保險金を支払い切れない事態も生ずる可能性が十分あるのでございませう。したがつて、民間の保險会社の力のみをもつてしてはとうてい処理し切れないというのが従來の研究の結論であつたわけでありませう。

このように、保險金支払いの全くない年が何年も続くと、いふ大きな地震が起ると、保險会社の資金では支払い切れないことがあるというわけではございませう。地震保險というものは、何百年、あるいはそれ以上のきわめて長い年月を通じて収支計算と申しますかをしなければならぬ性格のものでありまして、このようなことは、単年度、一年度に決算をしなくてはならない民間企業ベースに合わないということにもなるわけではございませう。

このようなことから、今日に至るまで普遍的な地震保險がつくり得なかつたのであります。損害保險業界としても決して無関心であつたわけでもないことは、さきにも申し上げたとおりでございませう。最近におきまして、実は昭和三十八年から約一年半にわたつて、何とか地震保險を実現させたいものと研究をし直しまして、基礎的資料の検討をほぼ終はり、具体的な保險設計に取りかかろうという段階まで実は達してゐたのでございませう。

ちょうどそのときにあの新潟地震の発生を見ま

したわけでありまして、これを契機として、衆議院大蔵委員会は「速やかに地震保險等の制度の確立を根本的に検討し、天災国ともいふべきわが国の損害保險制度の一層の整備充実をはかるべきである」という附帯決議をされたのであります。続いて、大蔵大臣は、保險審議会に對しまして、その具体的方策を諮問され、保險審議会は昨年の四月大蔵大臣に答申されたのでございませう。政府におかれましては、その答申を受けて、目下當委員會において御審議中の法案を御提出になつたわけではございませう。

私も民間業者といひましては、政府の再保險措置等のうしろで、バックアップをたよりに地震保險を始めるとございませうが、前にも申し上げたとおり、私は従來から営んでおります各種の保險契約上、大きな保險責任を負担しております。地震保險を実施したために万が一にもそれらの契約者の方々に御迷惑を及ぼすような事態になつて、国民生活の安定あるいはわが國産業經濟の維持発展に影響することになつては、これはたいへんなのでございませう。私も、そのような意味においては、地震保險という未知の保險を取り扱うことには大きな責任を感じております。いまでも実は非常な不安の念にかられながら、何とか社會の要請にこたへなければならぬと意を決しまして、実施に踏み切つたというのが実情でございませう。

政府の再保險によりまして、民間保險会社として一事故についての責任額に限度が設けられておりますが、本保險創設後早々に大地震が続つて起ることもあり得ます。また、地震による被害の大きさにあつては、經濟界も相當な困窮を來かし、保險会社として資産を直ちに換金するところが困難なことも起つたり、またそれ以外種々好ましくない情勢になることもあり得ようかと存じます。そのような場合には、保險契約者全般の利益保護に欠けるような事態にならないように、政府におかれましては、この法律の趣旨を十分おくみ取りくださいますと、この法律の運用にあた

つては慎重に御配慮くださるようお願い申し上げます。このたび創設いたされます地震保險は、すでに御承知のとおり、現在私も取り扱つております住宅總合保險及び店舗——店でございませう、店舗總合保險に自動的の付帯させる方式で、地震及び津波、噴火による火災、損壊、埋没及び流失の危険を担保しようとするものでございませう。これはまことに画期的な保險でございませうが、一方、併用住宅を含む住宅及び家財に限ること、經濟的全損を含む全損のみの担保であつて分損に對しましては保險金を支払わないこと、支払い保險金も、親契約、つまりもとの契約でございませう、親契約である住宅總合保險または店舗總合保險の保險金額の三割以上は支払わないこと、しかも建物については九十万円、家財については六十万円を打ち切りであることなど、この保險の内容につきましても、御不満な点も多からうと存じます。

これはいろいろと御不満な点も多からうと存じますので、これはいままでとうていわれわれの手におえないと考へておつた地震保險をこれから満足するといふ最初の段階でございませう。この点については御不満な点も多いと存じます。が、この点はひとつ御了承を願ひたいと思つてあります。しかし、何度も繰り返し申し上げたように、なかなかむずかしい問題をかかえてゐる保險でございませう。私も、私どもといひましては、数百年という長い年月をかけて収支相償う保險制度を樹立したいといふたてで、できるだけ純保險料率を低くしたいと考へておりました。経費にいたしましては、極力これを切り詰めて、全体の保險料をなるべく安くするようにする所存でございまして、決してこの地震保險からの利益を得ようなどというところは毛頭思つておらないのであります。また、思つてもできない事柄でございませう。逆に、場合によつては、保險会社として配當ができなくなるとか、それ以上の悪い事態も起り得ることを覚悟して実施に踏み切るのでございませう。

内容的には、先ほども申し上げましたとおり、何かと不十分な面がございませうが、保險会社として今後十分努力を重ねまして、資力を中心とするその力がつきまじらば、だんだんと内容を充実していきたいと存じておりますので、どうかこの際、何十年來何度か研究が試みられながら、ついに実現しなかつたこの地震保險というものを、政府の御協力のものと、どうか実施にこぎつきたいといふところに意義をお認めくださいます。本法案のすみやかな成立をおはかりくださいますようお願い申し上げます。私どもといひましては、この保險を実施するにあたりましては、この保險がいままでの保險と異なつたいろいろの制限、制約がついておりますことにかんがみまして、保險会社の従業員、代理店には十分教育を施し、取り扱いに万端なきを期すると同時に、契約者の方々に對しても、種々の方法によりこの保險の内容を周知徹底し、十分御納得がいった上、大いに利用していただくよう普及につとめたいと存じておる次第でございませう。また、異常災害の發生に際しましては、保險金を公平かつ迅速に支払うために、あらかじめわかりやすく使いやすしい損害の査定基準を定めておき、さらに各社が共同査定を行なうための組織、手順をあらかじめ策定しておくなど、使命達成に万全を期する所存でありますので、皆さまのあたたい御理解、御支援をお願いいたす次第でございませう。

以上をもちまして、簡単にございませうが、本法案に對する私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(徳永正利君) どうもありがとうございます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

高木参考人には、ほんとうに、おからだの悪い中をまげて御出席をいただきまして、御供述をありがとうございます。ありがとうございます。

ます。

○参考人(高木幹夫君) おことば恐縮いたしました。

○委員長(徳永正利君) それでは、続きまして、鈴木参考人からの御意見を聴取したいと思います。鈴木参考人。

○参考人(鈴木竹雄君) では、御指名によりまして、意見を申し述べさせていただきます。

私は、保険審議会の委員をしております。また、保険審議会におきまして地震保険を研究いたしました小委員会の委員もいたしております。今回提出されております法案は、この保険審議会の答申をほとんど全く取り入れたものでございます。したがって、委員会でのような内容の答申に達しましたいきさつ、その間における私の考え方を綴りまして、申し上げたいと存じます。

この問題が保険審議会に提示されましたのは、一昨年の七月新潟地震の直後でございます。ちょうど地震の当時でございますが、保険業法の一部改正を審議中であった衆議院の大蔵委員会が、すみやかに地震保険等の制度の確立を検討すべき旨の附帯決議を行なわれましたことにながされたものであったと思われぬのであります。地震が保険制度化するのきわめてむずかしいものであることは、ただいま高木担保会長の言われたとおりでございます。現在の火災保険の普通の場合、つまり普通保険約款でございますが、その中にはいわゆる地震約款というものを置きまして、地震による直接間接の損害については保険会社は免責されるということが定められているわけでありまして。

しかしながら、この地震約款の効力が関東大震災の際に大問題になりました。そのような約款は無効であり、保険会社は責任をしなければならぬんだという主張が強く一方においてなされたのでございますが、法律上の解釈といたしましては、やはり地震約款も有効なものであると、この点は大正十五年の大審院の判例によって明らかにされております。そうしてまた、学説もこれを

支持しているわけでありまして。その後もこの種の判例が繰り返されておまして、今日において地震約款の有効なことについては、法律論としてはほとんど争いが無いと思われぬのでございます。しかしながら、関東大震災の場合におきましても、このように法律上は地震約款が無効であるとされながらも、やはり一種の政治的あるいは社会的な妥協といたしまして、若干の見舞い金が保険会社によって出されたのでありまして、それがその後あとを引きまして、地震のたびごとに、法律上は保険会社が責任がないにもかかわらず、ある程度のもを出すべきというような声が常に聞かれるのでございます。先ほど申し上げました衆議院の大蔵委員会の附帯決議の中にも、保険会社が何らかの措置を講ずるよう指導を行なうべき旨の要請がなされております。その結果、保険会社は若干のものを出したということでございます。

しかし、このような形はなほ法的な解決でございます。そうして、それによって保険会社が出します金というふうなものもきわめてわずかなものにすぎないのでありまして、とうてい地震による損害というものを補填するに足りないといふことは申すまでもないわけでありまして。言いかえれば、きわめて、本来の目的から申しますと、意味の少ないものでございます。したがって、私もかねがね地震保険のようなものが普遍的な制度として何とかできないものであらうかというふうなことを考えてはおりました。もちろん、現在におきましても、火災保険に地震の場合においても責任を負担するという特約をつけるということは可能であり、現にそのような保険もとられてはいるのでありますけれども、これはきわめて部分的なものでございまして、金額もきわめて少なく、一般的な保険というものはなほは適しないものでございます。

【委員長退席、理事藤田正明君着席】
したがって、そういう意味で普遍的な地震保険というものができることが望ましいと考えております。

したので、先ほど申し上げたように、国会の御希望というものが基礎になって、そして保険審議会でもその問題が取り上げられましたことは、私としてもきわめて妥当なものであると考えたわけでございます。

しかしながら、このような地震保険というものをやるにつきまして、それがきわめてむずかしいものであるというところは言うまでもございませぬ。第一に、国営でやるか民営でやるかというふうなことが問題に当然なつたわけでございます。そのときに、民営という形が最初にわりあいに強く出てきたわけでございます。しかしながら、先ほど高木会長も申しましたように、担保会社というものは広く各種の保険を営んでおるわけでございます。そのような性質をば本来やっておりますところの仕事が地震保険を始めたことによりまして危うき状態におちいつては、これはいわば元も手もなくなくなると申すか、たいへんことだとまあ私も考えたわけでございます。したがって、審議会の席上担保会社のほうからやるといふふうな意向が示されたのでございますが、あるいは先ほど申しました見舞い金と同じように社会的な見舞いは政治的の圧力というふうなものが担保会社に働いて、そのような発言になったのではないかというのを私自身おそれたのでございまして、そこでまあコンフィデンシャルな形で私は担保会社関係の意見を聞いてみたのでございまして、先ほどのお話のように、担保会社としては保険事業の公共的な性質というものを深く自覚をして、必要な地震保険というものを自分の力でできるだけのものとして実現したいという強い希望を持っていることを知りましたので、それならば民営というふうなもので前向きな姿勢で考えていくということに私の意見もなつてきたわけでございます。

しかしながら、民営でやると申ししましても、もちろん民間だけでできることではございません。もしそうなりますれば、ほんとうにひしさを貸しておもやを取られてしまうというような重大な結果も起こるのでございますから、やはり国の支援というものがなければならぬ。したがって、民保会社のとりまいた保険というものを再保険する、それを国が引き受けるという形をとらざるを得ないというふうな形に思つたのであります。しかしながら、これは、いま私はまあ民営というものに国が支援をするというふうな形に申し上げましたけれども、逆に考えますならば、国がやる仕事に民保を使うのだという考え方もできるかと思うのであります。すなわち、国が直接に乗り出してまいりますよりは、民保会社のいままでの機構、そしてまた持つております力というものを利用するのだと、第一義的にはそれを利用していくのだというふうな考えもできるのではないかと想うわけでありまして。

で、かようにいたしましたので、一義的には民保が取り扱いますけれども、国がこれを再保するということになりまして。しかし、この問題を考えまといひます場合に一番重大なことは、先ほどからもお話をいたしました地震危険というものの特殊性でございます。あるいは地震損害の特殊性というものでございます。これはきわめて大きなものになる可能性があるわけであつて、たとえ国の直営である場合におきましても、その損害の全額を負担するといふことがはたして可能かどうかというところが疑問視されるだらうと思ひます。その上に、たとえは非常に大きな家を持つてゐる人、豊富な家財を持つてゐる人の損害を、国が直接あるいは国がバックアップいたしました再保険というものでカバーするといふふうなことは、これはやはり適当ではない。ある程度と申しますか、ものをただカバーできれば、それでがまんするほかはないのではないかとこのように思われるわけでありまして。

そうしてまた、その問題は、他面におきまして保険料という問題にもつながつてくるわけでありまして、もし保険金額が非常に高いということになれば、それに応じて保険料が高くなり、そういうふうな保険料の高いものを、生ずか生じないか

わからない、ある意味においてはたいていはいじょうぶだろうと思つてゐるような契約者が支払つてまで地震保険というものをつけるというふうなことはなかなか考えられないということになりますと、やはりある程度にそれを押えて、保険料が高くないというふうにする一つの、また必要とも起つてくるわけでございます。

そのような観点から、この地震保険というものを制度化してまいりますことになりまして、きわめて複雑な形のものにとらざるを得ないということになるわけであります。すなわち、民保の力をあけて引き受け得る限度というものは三百億である。そしてまた、政府がこれを再保にとるといたしまして、先ほど申しましたような考え方をからいたしますと、やはり限度を国としても設けざるを得ないわけであります。それは民保を合せて結局三千億というところで一応とめていこうというふうなことになります。

そしてまた、保険にとりまします対象といたしまして、住宅及び家財というものがその対象として考えられてくるわけでございます。もちろん、工場のようなものも地震によつて損害は受けるわけでございますが、そのようなものではないまじふといふことはできない。そして結局民生の安定といふものはかかるということからいけば、やはり生活自身に直結したところで限るということが妥当であろうということになったわけでございます。

そしてまた、それを独立の地震保険というふうなものにいたしませんで、火災保険に付帯させていくということが望ましいだろう。その場合におきまして、やはり住宅総合保険のものに地震保険を入れる、自動付帯と申しますけれども、その自動付帯といふのは、結局総合保険の負担しております事故の中に地震を入れるということ、言いかえれば、約款の中に地震を保障事故として加えるということなんでありまして、別に知らないうち地震の危険までがその中に入ってしまうというのではない、一般の普通約款の中にそれが入り

込んでゐるというだけのことでございます。そしてまた、それ以外の普通の火災保険の場合にも、これは欲すれば地震保険というものを任意につけることができる、そういう形にすることがいいだろう。

そしてそのような形になりましたときに、地震保険のほうで払います額というものはやはり限定をせざるを得ないということになって、その結果として、結局主要約の保険金額の十分の三、しかもそれは地震保険に付することのできる金額は、住宅のほうは三百万円、家財のほうは二百万円となるから、したがって、保険金を払われ得る限度といふものは、住宅については九十万円、家財については六十万円、計百五十万円ということとすると、その国が再保をいたします場合におきましても、やはりその限度は国としては二千七百億円で、したがって、両方合せて三千億ということと頭打ちになるわけであつて、それ以上に達した場合には削減といふことを考えざるを得ないということになるわけであります。

このような形のものはいままでの保険にはなかったことでありまして、損保としてはきわめて新しいタイプのものがここででき上ることになるわけであります。しかし、このような非常に複雑な技術を使ひますことも、いわばわりあいに短時間の間、もつとも損保会社におきまして相当以前から研究をしていたやうでありますけれども、保険審議会として比較的短時間の間にこのような技術を考え出してきつたといふことは、相当よくやつたんじゃないかといふような感じもするわけでございます。

要するに、その他、全損の場合だけ責任を負担するようにしてございませうけれども、これも分損のことを考えますと、なるほどではやうたいけれども、それは非常に評価が困難になつてくるということ、できるだけ迅速に払うという必要から考えますと、こういうふうなものはその点に問題が多い。しかも、分損を含ませますと、また保

険料が非常にふえてくるといったような問題も出てまいりますので、一応分損をはずすということにしたわけでございます。

要するにいま申し上げましたように、この地震保険といふものは相当不十分な感じがするわけでございますけれども、しかし、やはり損保会社としてできるだけの力をそこへ吐き出させた結果といふものがこういうものにとどまらざるを得ないという現状でございます。これは将来において、幸いに地震といふふうなものがすぐ起こるようなことがなく、順調にこれが進んでまいりますならば、もつと契約を改善をしていくということとは可能であると思はれるのであります。要するに、非常にむづかしい問題も、現在における解決としては、まずこのところにとどめざるを得ないだろうというのが私の感じでございます。

以上、私の意見を申し述べました。

○理事(藤田正明君) ありがとうございます。質疑は後ほどということにいたしました。次に、河野参考人より公述をお願いいたします。

○参考人(河野通一君) 御紹介にあずかりました河野でございます。はなはだ失礼でございますけれども、お許しを願つて、すつたままで発言をさせていただきます。どうぞ。

○理事(藤田正明君) どうぞ。

○参考人(河野通一君) 私も、ただいま述べられた鈴木参考人と同様、保険審議会の委員をいたしており、かつ地震保険制度を審議するために設けられた小委員会にも関係いたしましたのであります。四月に大蔵大臣に提出せられておるのであります。ただいま本委員会で御審議になつておられる法案は、この審議会の意見を大体全部取り入れておられるやうでありますので、法案自体については、私は全面的に賛意を表したいと存するのであります。

以下、若干の御意見を申し述べさせていただきます。以下、若干の御意見を申し述べさせていただきます。以下、若干の御意見を申し述べさせていただきます。

のお述べになつたところと若干重複する点があるかも知れませんが、この点もあらかじめお許しをいただきたいと存するものであります。

先ほど高木さんからも申されたように、御承知のやうな地震国といわれる日本におきまして、この地震保険制度といふものは実は非常に長い間の懸案であつたのであります。にもかかわらず、いろいろむづかしい問題を含んでおりますために、今日まで実現を見るに至らなかつた。もつとも、戦争中に臨時措置が行なわれたのでありますけれども、これは臨時のものであります。除外して考えますならば、地震保険制度といふものは、そういういろいろなむづかしい問題を含んでおりますために、今日までのいろいろな研究をされ、解決をはかられてまいつたにもかかわらず、実現しなかつたといふものであります。この法案は、このきわめて重要ではあるが、またきわめてむづかしい問題を含んでゐるこの地震保険制度に解決を与えようとするいわば画期的な企てだと私は思ふのであります。また、このやうに非常に困難な問題を幾多敵してあり、かつ、ある場合にはまことに巨額にのぼる保険金支払いの負担を覚悟しなければならぬこの制度の創設に、政府及び損害保険協会が踏み切られたことに對して、心から敬意を表する次第であります。と同時に、この法案がなるべく早く円満に成立いたしますことを、衷心から希望いたします次第であります。

次に、この制度について審議会において問題となつた諸点について、若干の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、第一に問題となりましたのは、はたして地震危険といふものが保険の対象になるものであるかどうかといふことであります。御承知のやうに、地震といふものは、いつ、どこで、どのような規模で起こるのかかわらない、その上、損害ができたときにまことに巨大なものとなる可能性を包蔵いたしておりますために、保険数理にのりにくい、民間の保険会社の力だけではとうてい処理できないものとして、今日まで実現に至らなかつた

たものでありますから、もともとこれが不可能だということでありますならば、保険審議会といたしまして、その旨大蔵大臣に答へなければならぬということであつたのであります。結局、いろいろ論議をいたしました結果、種々の方策を講じますならば、保険制度にのせることも不可能ではないとの結論に達したのであります。というのは、実際に建物などに損害をもたらす程度の地震が発生する頻度というものは、日本国じゅうを一つの単位として考えてみた場合には、おのずから一定の確率があるようでありまして、地震災害といえども、小規模の地震でありますならば、民間の損害保険会社の負担にたえ得ないというものではない、かように考えられるのであります。問題の根本は、ときに異常な巨大な損害をもたらすものをどういふふうにするかということが一点、それから、被保険者の保険料負担を適正にするということとを考慮しながら、どのようにしてこれを普遍的な制度に組み入れるかという、この二点だと考えられるのであります。

しこうして、その方策と申しますのは、第一に、通常の企業ベースをこえた長い期間で収支を考へることのできる国が関与するということが、第二には、一つの地震によつて起る損害の過大集積を避けるということ、第三には、いわゆる逆選択を防止する措置をとるということ、この三点を前提として考へるならば、この地震保険制度というものは保険の中に組み入れることが可能であるという結論に到達した次第であります。

次に、この制度の内容について問題となりました点を若干御説明申し上げてみたいと思ひます。その第一は、国の関与する方式はどのようにしたらいいかという問題であります。先ほど鈴木参事からも、これはやはり国営という形でやつてはどうかという意見も論議されたのでありますけれども、やはりいまの場合におきましては、民営保険に対して国がそれを適当にバックアップするといひますか、サポートするという形がよろうということになつたのであります。国の関与の

しかたには、御承知のように、先ほどちよつと申し上げました戦時中の戦時特殊損害保険法による地震保険のやり方があります。これは、この保険によつて損害保険会社の受けた損失を国が補償するという方式であつたのであります。このいわゆる損失補償方式は、ともすれば制度運営に關する合理的な配慮を欠きがちになるおそれがある。地震保険のように長期間で見なければ収支の判断のできないものを、一年を単位とする企業の損益計算とかみ合わせて損失補償制度に組み入れることは、まことに困難ではなからうかと考えられたのであります。また、現在、原子力損害の賠償に關する法律といふものができておりまして、この制度もいろいろ検討いたしましたのであります。この制度は、保険金額を上回る大損害が生じた場合に国が何らかの援助をするといふものであります。大体において定められた保険金額を上回るような損害が生じないことの前提に立ちまして、万々一これをこえるような損害が生じた場合は定められた措置としては、あらかじめ具体的な方式は定められていないのであります。このような制度を地震災害に対して採用することは不適当であると考えたのであります。また、大災害が起つた場合の保険会社の担保力の不足を国が融資して補完する方式はどうであらうかということも検討いたしました。そもそも、保険会社の担保力を補う方式として、いかに長期でありかつ低利の融資をいたしたといたしましても、借り入れ金による保険会社の負担が損害保険事業全体の運営を圧迫し、将来にわたつてわが国損害保険の発展を阻害するおそれがあると認められたのであります。結局、支払保険金総額が一定金額以内の場合は民間保険会社の負担とし、これをこえる場合は国の再保険によつてまかなうという、いわゆる超過損害額再保険方式が最も適當であるという結論に達した次第であります。もつとも、このような再保険方式のもとにおいて、民間保険会社の負担部分の範囲内におきましても、その資産の流動化が容易にできないという場合も考えられますので、そ

ういった場合におきましては政府において資金的な融資のあつせん等の措置も必要になるということも考えたのであります。次に、第二に問題になりましたのは、保険金額の削減の問題であります。これは先ほど鈴木参事からも述べられたところでありますが、この保険は既存の家計保険に付帯することとなるのであります。この場合主契約の全額はどういふ支払うことができないと認められるのであります。一定率の支払い割合を設けることは、まことにやむを得ないと思ふのであります。しかしながら、かりにそれを低く定めたところでは、異常に巨大な災害が発生しないといふことは、これは限らないのであります。その場合に備えてあらかじめ負担の限度を定めておき、このような限度を越える超異常の災害が生じた場合には、損害の総額とその限度額との割合に応じて、個々の契約に基づく支払い保険金を削減するという制度、つまり支払保険金総額の頭打ちの制度を考へることがどうしても必要となつたのであります。この削減がいし頭打ちの考へ方につきましても、異常な、また巨大な損害を生じた場合にこそ救済の実効が發揮されるのではないか、したがつて、そういつたものを削減するといふことは全く矛盾ではないかといふ御意見や、契約者にとつて保険の面目である受け取り保険金が削減されるということとは、契約のときとは納得できても罹災時には納得しがたいこととなる、また保険者側にとっては不測の事態を生ずるおそれがあるといふようなこと、また契約者側において公平の原則に反する結果になるではないかといふような御意見もあつたのであります。しかしながら、保険会社においても、また政府においても、この保険のための負担にはおのずから限界があるといふことは考えなければなりません。したがつて、こつちの制度は決して好ましいことではありませんけれども、やむを得ないといふ結論に達したのであります。そのように、この制度は保険制度としてはまことに異例なものであると思ひます。したがつてい

て、その限度はできるだけ高くするように要望いたしましたのであります。今回の案を拝見いたしますと、この点の手当てが一応十分に行なわれているように認められますので、まことにけっこうだと存じている次第であります。第三には、この際地震災害とともに台風などによる風水害を含む天災保険を考へてはどうかという点であります。わが国が地震のほか台風等にも常時悩まされてゐることは御承知のとおりであります。地震保険を行なうのであれば、同時に風水害保険もこの中に組み入れてはどうかという意見があつたのであります。風水害は台風の進路あるいは土地の高低などの関係できつめて地域的特性がある、またいつどこに襲来するか予測がかなり確実であるといふような点から、これを保険制度にのせることは地震保険以上にきつめて困難であるので、一応今回の案からは除外をしたほうがよいといふふうな考へになつたのであります。すが、なお今後その問題の可否等については検討を續けていただきたいということになつたのであります。そのほか、先ほど来参事からも申し述べられたとおり、支払保険金の額が建物については九十万円、家財については六十万円、計百五十万円が限度であるという点、支払割合が主契約の三〇％であるという点など、他の民営の損害保険に比べますと異例といふのであります。はなはだもの足りない点も多々あらうかと存ずるのであります。が、限られた負担力の中で本質的に問題の多い地震危険負担、担保といふことを保険のシステムの上にのせるということ考へた場合には、これが少なくとも現段階では精一ぱいのところではなかつたかと考へた次第であります。以上、この制度に關しまして保険審議会の審議の過程で問題となつた点を、若干御説明申し上げたのであります。以上申し上げましたところからおわかり願へるとおり、この制度にはいろいろむづかしい問題が含まれておるのであります。第一に、この制度を保険制度に組み入れるにつ

いては本質的に困難な問題が生ずることはまことにやむを得なかったものであります。したがって、この制度がいろいろの点で不徹底、つまり徹底を欠き、保険制度として各般の制約を受けることになったのであります。たとえば、先ほど申し上げましたとおり保険金の支払い限度にいたしまして、被害者の立場からいいますと、もともと高額の保険金の支払いが望ましいのであります。しかし、それは直ちに政府及び保険会社の保険金支払いの負担の増大を来すものであります。また被保険者の保険料負担を増大させることにならざるを得ない。同じような問題は、保険料率についても、また異常、巨大の災害の場合の保険金削減の問題についても同様にあるのであります。

第二に、この制度はわが国としては初めての画期的な大事業だと思つております。したがって、この制度が発足の当初から理想的なもの、あるいは完全無欠なものでなくてはならないということ、なかなか申しにくいのではないかと思ふのであります。したがって、現実的に可能な案で発足をはかるのがこの際としては最も肝要なことなのではないかと思ふます。しかしながら、われわれは未長くこれで満足すべきではないと思ふのであります。国民生活の態様とか、あるいは生活水準の推移、また国の財政力や、あるいは保険会社の担保力の増大等をよく考え、またこの制度の実施の経緯などを十分に生かしていただいで、今後この制度の内容を一層よいものに、また充実をして、社会、国民の要請に一層沿うようにつとむべきだと考へるのであります。

以上で私の意見陳述を終わらしていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○理事(藤田正明君) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。参考人各位に対して質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○須藤五郎君 鈴木さん、ちょっと先ほど中座し

まして聞き漏らしたかも知れませんが、今度の法案で先生が、ここは不合理な点だ、ここが不備だ、こういうふうな思われる点がありまして、聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(鈴木竹雄君) 一面からだけいへば、不備ということも申せましょう。たとえば、河野さんのおっしゃいましたように、支払われる保険金額が少なくといったような点です。しかし、他面から申しますと、これを非常に高めることはほかに大きな不備を生ずることになるわけでございますから、そういうかね合いの問題として考えましたときは、まずやむを得ないという結果になるのじゃないかと思ふのでございます。

○須藤五郎君 いろいろな点あるけれども、やむを得ないというお考えですか、これが最上の法案だということをお考えですか。

○参考人(鈴木竹雄君) ですから、最上の案ということは、何といひますか、ほかのものを抜きにして理想を言えと言われれば、もっと最上はあるだろうと思ひますけれども、現実の問題として私はこれが可能な一番いい案じゃないかという気がいたします。

○須藤五郎君 そうですか。この法案見まして、私はやはり一番中心問題になるのは全損かどうか、この点が非常にむずかしいと思ふのですが、これは政府に対する質問になると思ふのですが、日本の家屋は大体木造が非常に多いと思ふのです。木造が全損するということですね、これは柱一本残つても、傾いても全損でないという認定になれば、おそらく全損ということはないと思ひます。関東大震災のとき私は東京に住んでおりましたけれども、もう家の中ですら立つて歩けないほどの地震でしたけれども、家は倒れなかったわけですね。それで、東京じゅうでもおそらく倒れた家はごく少ないと思ふのです。あれは火災で焼けたわけですね。そうすると、今度の法案にきめられておるといふのは、物理的全損、経済的全損ということになるのですが、全損という場合ですと、案外被害がその保険の対象になるものが少なくなるの

じゃないかという感じがするわけなんです。そこで、全損というのに対する先生の御見解ですね、それをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○参考人(鈴木竹雄君) 私は、そのものの経済的な、本来の経済的な機能というものが損失をすることが、それが全損だと思ふのです。したがって、たとえば家が焼けて、そして焼けたあとにいろいろのものが残りましたが、それはやはり全損であることには変わりはないと思ひます。したがって、いまおっしゃいましたように、柱が幾つ立っていたとか何とかといったって、家としてそれを利用できないという形になります。これはイコール全損であるというふうに、少なくとも一般になるのじゃないか。それで、経済的全損というものを含む形を明らかにしておりますから、なおさらその点については心配はないのじゃないかという感じを受けますけれども。

○須藤五郎君 そうすると、保険審議会の審議の過程で、家がすっかり倒れてしまつて、べちゃんこになつてしまへば、これは最も簡単だと思ふのですが、それが傾いて残つておる、形としては傾いた家が残つておる。しかし、これを住む家にするためには、一ぺんこわしてしまつて、そうしてまた建て直さなきゃならぬ。そうすると、こわすのに金がかかつて、建てるのに金がかかつて、もうべしやんこに倒れてしまつたほうがかえて経済的に簡単なんだ。よけい金がかかるのに、半分傾いたもので半分建てているために、全損と認められないう問題が入っていないわけですね。すべて全損となつていくわけですね。だから、その全損という認定が非常にむずかしいと思ふのですが、先生のいまの意見ですと、住むにたえない程度になつたものは全損だという御解釈だと思ふのです。審議会の中でそういうふうになりましたのか、それとも保険会社でそういうふうになりましたのか、それを伺つておきたいのです。

○参考人(鈴木竹雄君) われわれとして別にそのところ詰めて考えた、議論した——とにかくだ

いふ前のことになりまして、私も記憶がはっきりしておりませんが、そういうことなかっただろうと思ふのですけれども、私は当然そういうことだろうと思ふのでございますけれども、たとえば、ですから、家のうち半分だけが一番ひどい場合は何というのですか、簡単な場合は、屋根からかわらが落ちてこつちやつたとか、壁があるところだけ落ちたとかいうふうなものは、これはもちろん問題にならぬことは言うまでもございませぬし、それから、家の半分はびちんとしておつたけれども、半分はいまもう住むこと、つまり家としてもう利用できないというふうな形になりますれば、その場合は片方残つておりますから、これは区別はできませんから、たいへんだということ、それは全損の中に入りません、その片方だけ完全に残つていへば、しかし、そうでなければ、いまおっしゃつたようなときは、私は全損だろうと思ふのでございませぬけれども、これはほかの方の御意見もあるかと思ひます。

○須藤五郎君 鈴木先生個人の見解では困つちゃうのです。やはり審議会なりその権威あるところの判断で、必ず今後保険会社がそういう意見に從うとか、住むにたえないような程度に損害を受けた場合はそれを全損と認めるのだという、そういう方針がぐつと貫いていないと、問題が起つたとき、先生はそう言うけれども、ほかの人はそうじゃないということになると、實際被害を受けた人は困つてしまふわけなんです。

私もこの法案を見たときに、非常に不備な点があると思ふのです。この法案のねらい自体は、それには私たち賛成してもいいと思つていくのです。しかし、この法案をずっと審議していくと、不備の点がばい出てくるわけです。そうすると、この法案は私は賛成することができないような感じがしてくるわけです。必ず最後にトラブルが起つてくる。それに対してはつきりした見解がないという、これは政府に私は見解を求めなければならぬ問題だと思つておりますけれども、法案の審議をなさつた責任ある皆さんの意見

もはつきり伺っておかないと困る。一体、河野さん、どうなのですか。

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕

○参考人(河野通一君) 基本的にはいま鈴木参考人から申されたとおりだと思ふのでありますが、私はやはりこの問題は二つの点から考えなければならぬと思ふのです。この考え方としては、一つは、物理的な全損でなくとも経済的にその機能を果たし得ないということまで含めるべきだという点が一点と、もう一つは、たゞいま須藤委員からおっしゃったとおり、半損といいますが、要するに半壊、分損ですね、これはたゞん補しないということになっておるわけでありまして、これはばくはそうすべきだと思ふのですけれども、そういう点から考えて、ある限界の中では私はできるだけ広く、物理的な考え方以外に経済的な考え方でもよく考えるべきだというふうに考えております。

この点は私は鈴木参考人と同じであるのみならず、審議会でも大体皆さんの意見はそういうことであつたわけです。ただ、それではこういう場合には一体どうなるかと、こう言われますと、鈴木先生は別として、私もはしろうとすから、柱が何本残つたらどうかと言われれば、私は答えようがないので、この点はやはり大蔵事務当局、専門家である大蔵事務当局なり、あるいは損害保険会社の具体的な考え方をよくお確かめ願ひたい。私もここでもただ常識論で申し上げても、ほんとうにしろうとなんでいう具体的な問題になつたらことはまことにそういふ具体的な問題になつたらたよりない話なんでございまして、これ以上のことはひととお許しを願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 しろうとだと逃げられてしまつては、全くこちらは困るのです。こちらはやはり、審議会の意見を政府は尊重してこの法律をつくつたわけですから、審議会の責任は重大だと思ふのです。それならば、審議会に伺ひたいのは、審議会はこの法案を審議するときにあたつて、建設省関係ですね、いわゆる専門家、これをお呼びになつて、建設省の意見も徴されましたか、どうで

すか。

○参考人(河野通一君) そういうことはいたしておりません。いたしてはおりませんが、おことは返すわけではありませんが、建設省にその問題を聞かないでも、私も大体損害保険会社がいますでそういう火災の損害についていろいろのケースにぶつかつておりますから、それらの意見を聞いて、その意見に従うという意味ではなくて、それらの意見を聞いた上で私もなりに一応の判断はいたしておるつもりでございまして。いたしておりますけれども、いまお話がありましたように、柱が三本残つたらどうかと言われても、私もは、あるいはまた柱三本ではいけないなら二本ではどうかということになりますと、それは私もにはとても答えられないということを申し上げたのです。

○須藤五郎君 まあ経済全損の一つの標本として、見本として、新潟地震のときのアパートの倒壊という問題があると思ふのです。あのアパートは傾いたのです。それでアパートは使い道がないというわけです。それで、あれをこわしてもう一べん建てかえなければならぬ。あれは経済的全損と、こういうふうにと認めることができるという見解ですね。ところが、それでは、鉄筋コンクリートのアパートが傾いたら、これをこわさなければならぬ。傾いたから、経済的全損で、全損の中に入れて、木造の建築が傾いたら、これもこわさなければならぬ。傾いたことにおいては一緒なんです。みんなが傾いて引つぱつてもとへ起つて、釘をちゃんちゃんと打つて、それでもとへ戻つて住まえるというものではない。やはり木造の建築でも、傾いたら起さなければならぬ。起して建て直さなければならぬ。そうすると、コンクリートの建物と大差ないわけですね。金は多少、コンクリートをこわすのに金がかかるけれども、経済的全損という面ではどうも思ふのですよ、私は。経済的全損になるだろうと思ふのですよ、私は。ところが、今度の法案は木造建築の傾いたときにはこの法案の対象にならないという不合理がある

るわけなんです。

そこらはどうしてもはつきりしないから、それはやはり審議会の過程においてそういうところまで親切に、保険会社の立場に立つてではないに、実際に被保険者の立場に立つてそういうような場合はどうだということについて、やはり結論をつけて審議会の記録に残しておいてもらふと、さあといったときに必ず問題が起つて、これはもうとんでもないことになる。保険金は払つてもらえない。とにかくががが言つてゐる間に時がたつてしまつて、保険金を払うのに時間がかかると。保険金を受け取るとそれが三分の一になつてしまつて、何の役にも立たぬ。そういう非常なしわ寄せが全部被保険者へ来て、もう困るのは被保険者ということになるのと同じです。そこらはどうも少し責任をもつてやつていくべきではないでしょうか。

○参考人(鈴木竹雄君) ただいまおっしゃいました、木造の家が傾いてしまつて家としてどうして使えないという状態になりますれば、私は同じことだと思ひますし、それが対象にならないのだというふうにおっしゃいますと、さあ……。

○須藤五郎君 そうはなつてないから私は言つてゐるので、そういう意味に鈴木さんがおっしゃるのは、やはり私は審議の過程でこれは全損と認めるのだということをその記録の中にはつきり残しておいていただかないと、さあといったときの証拠にならぬわけなんです。それを私は申し上げるわけなんです。それは私はこう思ひますというのでは、鈴木個人の考えになつてしまつて、審議会としてのあれにならないのです。

○参考人(鈴木竹雄君) 私はまあ常識的にそう考へて、法律常識的に考へてそうなるものだと思ひ、そうしていま河野さんもおっしゃつたように、みんなも大体そういう考へ方だつたのだと思ひますので、特にそういうことを書かなかつたというのでございまして、もちろん、私個人の考へ方を申しましたところで、裁判所に行つて、結局きめるのは裁判所でございますから、裁判所

がどういふ判断をするかということとは、これはわかりません。おっしゃるとおり、その意味では裁判所に行つてどういふふうな解決、判決が下されるであらうかというふうなことは、ある意味では、極端なことをいへば、当てるようなものだと考へますれば、かりに審議会のところで何か書きましたも、それが裁判所を拘束するということにはならないわけでございますけれどもね。

○委員長(徳永正利君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起して。

○須藤五郎君 私は参考人をつかまえて議論を吹っかけるつもりはないのですけれども、やはり参考人の意見というものは今後の審議に一つの権威を持つものだから、私は伺つておいたわけなんです。

それから、もう二、三私は問題があるので、三百万円保険をかけたまま、そうすると、それは三百万円に対する保険料を払うわけでしょう。掛け金は三百万円に対する掛け金でしょう。九十万円に対する掛け金ですか。

○参考人(鈴木竹雄君) それは総合保険でございまして、その意味では全体のものに対しての掛け金で、地震のものが幾らとかというふうなものではないです。全体の保険料になるのだと思ひます。

○須藤五郎君 これはもう議論になりますから、私は控えさせていただきます。ここらにも少し問題があるような感じがするのです。

○参考人(河野通一君) ちよつと誤解があるといけませんから……。いま鈴木先生の言われたのは全くそのとおりなんですけれども、総合保険の中に保険料として入るけれども、その中を分析しますと、三百万円の保険金額に対して九十万円しか払われないのだということを頭に置きながら保険料は計算されます。これは間違ひのないように……。鈴木さんはそういうつもりで言われたんだと思ひますけれども、三百万円に相当する、三

百万円がもらえるということを前提にして保険料をはじいたら、結局九十万円しかもらえなかったというような、そんな保険料の計算はいたしません。そうはいかないはずに審議会にはなっているはずだから、大蔵省もそんなことはしないと思ひます。

○須藤五郎君 その点もやっぱり被保険者としては、何だかこう割り切れぬ感じがするところなんです。三百万円の保険をかける、地震保険をかける人は、地震のみだと思つてかける人もあるわけなんです。それはいまのように説明すればわかりますけれども、ところが、三百万円に對する保険料は払つておつて、そして地震となつて家が倒れ家が焼けてしまふ、そうすると、火災も地震も両方一緒に受けたような感じのときに、保険料をもらう段になると九十万円しかもらえない。これは三百万円の保険料を払つておつて九十万円しかもらえない、保険料高いじゃないかという感じがう感じも抱くだろうと思うのですよ、被保険者は、そこがちよつと納得がいかない。

それから、もう一つ申しますと、七十二時間という時間を限定されたのは、どこに根拠があるのですか。

○参考人(鈴木竹雄君) 私の記憶では、こういうこまかいところまで保険審議会でも議論したかどうか。私も必ずどの保険審議会にも出席していたという自信はございませんけれども、七十二時間というその時間をきめることにまで私はやつた記憶がちよつとはつきりしないのですが、河野さんは何かおありになるかどうか知らないけれども……。

○参考人(河野通一君) どこかで区切らなきや、一回の地震というものの期間を考えなければいけません。その考える場合に、これはいろいろ専門家の意見も伺つたんですけれども、二昼夜がいいか三昼夜がいいかというところは、いろいろ議論がされましたけれども、それを三昼夜とすべしというところは、少なくとも審議会においてはそういう結論は出しておりませんし、またそこまではとてもわれわれには、須藤さんにしかられるかもしれ

ませんけれども、力が及ばずでありまして、そういうこまかいところまではとても私ども手が回らない。したがつて、もっと大筋のところでは審議いたしたのでありまして、そういう点はやはりお願いしたいことは、大蔵省の御当局なりあるいは専門的に保険会社でそうした問題をやっておられる方の御意見を聞いていただきたいと思ひのであります。

○須藤五郎君 もう一ぺん、これで終わりますから、どうぞ……。

七十二時間というものが、私たち根拠がわからないうわけなんです。これは大蔵省に尋ねましょう。先生たちの意見を伺つておきたいと思ひますが、関東大震災、あれが何昼夜燃えたか私いまちよつと記憶がないんですが、東京のような広いところだと、片方に火災が起ると、それは地震による火災だとして、それから三日たったあとで類焼したところのそれは、今度の地震保険には関係がないということ、むしろ地震保険に關係ないから火災保険で全額もらえるというようにもなるわけですね。だから、七十二時間という時間を区切つたのがいいのかわいひのか、その場にならないうとわからなくなるわけですが、そうすると、この間の新潟のあのタンクが燃えると、これが七十二時間も、もつと燃えましたね、あれは。その燃えている間に類焼を来たす場合があるということ仮定できるわけですよ。そうすると、その場合は火災保険で全額もらえるんですね。七十二時間ちよつと前に類焼したところは、地震保険になつてしまつて、三分の二しかもらえないと、そういうことが起つて得るんじゃないかと思ひます。

○参考人(鈴木竹雄君) いまのおつしやいましたことのように私はこの法案を読んでおりませんけれども、つまり、地震がいまの松代でございまして九時に起るとか三時に起るとか、その次の場合は何時に起るとかというその地震、地震のこととございまして、一ぺん起つてしまつた地震からそれが燃え続けていくなら、幾ら長かつても、そちらのほうはこれで押えているわけじゃござい

しません。

○須藤五郎君 そういうふうにはつきり断定していいですか。私はこの法案を読んだときは、そうは受け取らないですよ。

○参考人(鈴木竹雄君) 断定していいと思ひますが、四項の規定は「一括して一回の地震等とみなす」ということであり、それは前の二項で「一回の地震等により」と言つていて、それをただ受けて、この解釈ということとございましてかしてあるので、地震から起つた災害が七十二時間以内に起らなければならぬということを書いてないので、ただ、地震が数回あるいは数十回起つてまいりますもので、七十二時間以内に当然ゆれ返しがございしますので、それは一回の地震にする、それで頭打ちをきめるということなんでございします。

○須藤五郎君 一回の地震というのは、七十二時間以内に起つた現象に對して、この地震保険はこうこうこういうことになるのだ、こういうふう私たちは読んでゐるわけですよ。——もうよし

○戸田菊雄君 鈴木先生に。先ほど全損の問題で、経済的機能が果たされなくなつた、そういうものがひとつ全損、こういうことですか。それで、抽象的だと思ひますが、そのかね合ひで、第七條で、そういう認定については、今後地震保険審査会、こういうものを設置をして、そこでの認定をしていく、こういうことになつてゐるわけですね。ですから、当然、この法律は審議会の答申に基づいて大体その精神をくんでつくられた、ですから、將來そういうことに持ち込まれた最終認定がなされるということになると思ひますが、そういうことを考えるときに、経済的機能を果たせない、こういう抽象的なことではちよつとわれわれとしても理解しにくいのですが、この全損の問題について。だから、この法案と並行してそういうものが具体的に政令の形で出されるようにしてやらなければいけないのじゃないか。答申を落としてしまふといけな

いかと思ひます。その辺の取り扱いの問題、その点をひとつ……。

○参考人(鈴木竹雄君) そういう抽象的な言い方がいかぬとおつしやるのでございしますが、しかし、一般的形態とすれば、つまり物理的な減損、全損と経済的な減損、全損とを両方こで含ませて全損ということにしたいわけではございしますから、そういうふうな一般的なことで言わざるを得ないので、あとは具体的な適用の問題になるわけで、それはあるいはこの地震保険審査会におきましてそれを具体化するといつたようなことは、具体的指針というふうなものをつくるというならつくつていくべきでありましょう。したがつて、そこできめられましたことを、そしてまた大蔵省の指導というふうなことで普通には円満に処理されていくだろうと思ひますが、しかし、これもきりぎりのことをいへば、どんなふうにかきめられても、やはり最終的には裁判所に行く問題にならざるを得ない。最終的にはそこに持つていかざるを得ない。ですから、そういうことのないように審査会におきまして具体的な指針がつくられるでありましょうという方針で、そうして行政指導も私はうまくいくだろうというふう思ひますのでございしますけれども、裁判所に行つてはたいへんでございしますから。

○戸田菊雄君 それから、保険金の支払い限度ですが、九十万円と六十万円とあるようですが、今後この経済状況などを考えますと、九十万円と六十万円ではたして役割りが完べきと言ひ得るかどうか。いま家を建てるにしても九十万円ととてもこれは建たないと思ひますが、今後ますます情勢は物価高騰その他によつて経済が変動していく、その辺の限度額の問題、適否の問題、これはどうですか。

○参考人(鈴木竹雄君) これは法律で九十万、六十万ときめてゐるわけではございしませんで、政令できめていくわけではございしますから、もちろん事情の変化につれて変わっていくということは考えられるわけではございしますね。私もおつしやる

とおり九十万、六十万というのはずいぶん少ないのじゃないかというふうにも思いましたけれども、現在、損保協会で聞きますところでは、普通の火災保険もわれわれが率直に空に考えますよりは非常に少ない金額しかかかっていないのでございますね。案外なものだという感じを私も持ったわけで、これもこの程度だったら、見ようによれば貯金しておいた方がいいんじゃないかという感じがもしないじゃないのですけれども、やはり貯金ならば金額百五十万積み重ねればならぬわけですから、保険料でもってそれがカバーできるということになればいいだろうという感じがします。そしていまおっしゃったように九十万、六十万と上げれば上げるだけ、保険料はふえますから、それがやはり保険をつけることをちゅうちょさせるといったような問題も起こるわけでございますから。しかし、物価が上がつてそんなものじゃだめだというふうなこと、あるいは民度が上がりましてそれじゃだめだということになれば、それじゃ同時に保険料を払うことについても国民として納得する、高い保険料を払うことにも納得するといったようなことは出てくるだろうと思えますから、これは事情のいかんによることではなからうかと思えます。

○戸田菊雄君 大東関東大震災等の一つの例にならってそういう支払い金額等をおおむね想定したようですけれども、しかし、今後そういう大震災大震災のようなあいつ地震があつたら、これはもう悲惨なものだと思ふのです。その被害たるや、この東京のあの高層道ができて一ぱいビルができていたといつたぐあいですから、その損害度合いといふものはわれわれが想像しがたいくらい悲惨なものになってくると思う。そういう中で、一端の補償を与えるということになれば、これはやはりその限度額においても少し、そういう悲惨な原状復興とそれから経済関係と、こういうものを見合せて、これは適当に引き上げていくような必要があるのじゃないかと思うのですが。

○参考人(鈴木竹雄君) おっしゃるような問題もございまして、それにもかかわらず、民間・政府両方入れたもので三千億円というところで切っているわけでございますが、それ以上は出さないという形の契約でございますが、しかし、そういう事態が起きましたときに、はなはだ悲しい残念な事態でございまして、そのときに残念な事態でございまして、それから事業のビルといつたようなものも大損害を受けることもありまして、それから、他方におきまして、国としては橋の落ちたものと公道のこわれたものとかといふもの、その他エトセトラ、非常な大きな金をたくさん出さなければならぬというふうなことに、当然保険契約があるなしにかかわらず、しなければならないというところになるわけで、したがって、そういうほんとうに一度非常事態が起きましたときに国の負担というところの非常に大きなことを考えますと、契約があつたからうんとよこせというふうなことは必ずしも言えないというふうな事態ではなからうかというふうな感じもするわけでございます。

○戸田菊雄君 最後に一つだけ、諸外国で地震保険をやっておるというところはさつき三人の先生方から聞けなかつたのですけれども、現実やっておることはないわけですか。

○参考人(鈴木竹雄君) 私も非常に正確なことは存じておりませんが、とにかくやっていると、これは、地震保険といつていいでございまして、が、地震の危険を保険会社が引き受けているという事例は、それは外国でもございまして、日本でももちろん引き受けているわけでございます。御承知だと思ひますけれども、この間の新潟の地震がありましたときに、昭和石油は四日市の工場には地震保険をつけておつたが、新潟にはつけていなかったといふことがございまして、それは日本でも引き受けておられますが、今度の場合はそういうふうな個別的な特殊な形というものでなく、もっと一般的な形でやつていくということであつて、ここまで踏み込んだ例というものは私はないのじゃないかと思ひますので、現実にやっておることはないわけですか。

○成瀬幡治君 一体、私も、火災保険はなかなか普及いたさないわけ、実際はしてもらいたい。地震保険といふものは、新潟のときにやれやれというところになったが、一体これをやつてもどのくらい加入があるだろうかということが非常に問題になると思ひます。どのくらいのことを一体想定されたわけでしょうか。

○参考人(鈴木竹雄君) その点はおそらく一般的な確な見通しというふうなものは必ずしも持たないのじゃないかと思ひます。ことに、御承知のように、総合保険といふものは非常に伸びておるわけでございますが、それに今度地震がその中に入りまして、そういうものと料率が上がりまして、したがって、そういうものはいやだといつて普通の単純火災保険のほうに逃げるというふうなものも出てくるかもしれません。しかし、やはり住宅総合保険の伸びの比率で、地震が入りましたもの、これは非常に率直に申しますと、いままでの総合保険の中で火災のほかにいろいろの危険を持ちますけれども、普通の人が考えたら、そんなことを心配しなくてもいいようなことがあるのでございまして。たとえば自動車があつたつて損害を受けても、払うと言われても、へいとか家に自動車があつたつて、払うというところは限られてゐる。そんなものはほとんど考慮に入れる必要もないような危険だといふ一般の人は思われるかもしれないけれども、しかし、今度地震が入ると、相当総合保険といふものの内容がよくなるのです。商品としての値打ちがよくなる。そのかわり高くなるということになります。それにどこまで入っていくかという問題がございまして、それについては、やはり地震の心配は絶対ないのだと思ひます。いろいろなところの方にはちゅうちょされるだろうと思ひます。しかし、たとえば長野の地区のような、現在の長野県のようなところだと、どうしても入りたいたいという希望が強いだろうというふうな気がします。しかし、だんだんに、先ほどの昭和石油の例でもだいたいようぶだといつておつた新潟に起こる

ということも起こるわけでございますから、一般の人がこれを希望してくるのではなからうか。希望する人に、少なくともそういう希望をかなえ得るような道を開いておくということが望ましいのじゃないかというところでございまして。

○成瀬幡治君 私は民営か国営かという議論になると思ひます。ということでは、逆にいえば、強制加入が民営加入かということでは、自動車保険等は一つの強制加入をさせておられます。元来は私たちがこういう損保の保険が発達していかうか、なるたけたくさん入つてもらつたら好ましいと思ひます。しかし、なかなか火災保険等でも、実際はこの前新潟大火があつたときに聞いてみると、二九%ぐらいしか入っていないというふうなことがございまして、せっかくあるものが活用されないという一つのネックがあります。そこで地震保険といふものは、なるほど抽象論でいえばあつたほうがいい、またやるべきだと思ひます。ところが、実際やってみたら加入者が非常に少ないことになることもあつたら、そういうような点について審議会等でも、もっと損保は普及せなくちゃならぬ、火災保険だつてもっと入つてもらわなくちゃならぬ、地震保険も当然そういう場合には入つてくるというものが普通なんだ、そういうたてまえの議論といふものが相当なされておるんじゃないかと想像したわけでは、ですから、そういうことについて何かあつたらお聞かせ願ひたいものか、こう思つておつたのです。

○参考人(鈴木竹雄君) もちろん、何といひますか、私はやってみなければわからぬと申しましたけれども、努力をしてこれを普及させることの必要といふものはもちろん感じておりますし、それはそのたてまえで保険審議会でも議論したわけでございます。損保会社としても、乗り出した以上、これがそんな小さなものであることはなく、やはり社会的な意味を持つ程度のものであるといふことについては全力をあげるべきだと私は思ひますし、あげるだろうと思つておりますが、しかし、たださつきのようにどれだけの確信があるか

と言われると、これは私にはちよつとどのくらに
なりましますのか、想像はつきませぬけれども、い
ろいろな實際をやっている人にすれば、これくら
いは少なくとも初年度はいくらうといったよう
な見込みはあるだろうと思ひますけれどもね。

○成瀬幡治君 もう一つ、前には保険会社が非常
に火災保険なんかやっておりますと、地方自治体
は道路をつくったり広げたり防火地帯をつくら
り拡張したり、それから防火施設をよくします
ね、したがって、地方自治体の財政において火災
予防というものがやられて、したがって大火とい
うものがなくなってきた。もつといへば、火災発
生件数も少なくなってきた。したがって、保険会
社は少しく減つてきた。だから、消防施設税
という、仮称ですが、そういうものがあつて、あ
る程度地方自治体にバックペイしたらどうだ。い
や、現に、最近のことは私知りませぬけれども、
損保協会から消防庁に対してポンプを五台と
か何かを寄付したこともありまふ。その前には一
億とか、五億までくだりですか、十億までくだ
りですか、何か寄付したようなことがありまふ。こ
ういふ何と申しますか、地方自治体のある程度の
行政のレベルアップが損保会社に有利になつてま
いりますね、そういうようなところには、保険料
率というものが非常に問題になつてくると思ひま
すけれども、こういうような点については、何か
審議会等では議論されませんでしたか。

○参考人(鈴木雄雄君) もちろん出まして、その
点について保険料率を下げるべきであるといふこ
とについて議論もいたしましたし、たしか答申し
ております。

○成瀬幡治君 火災保険は下げると……。

○参考人(鈴木雄雄君) つまり、料率をもつと下
げていくべきだといふことについて、たとえば、
何というのですか、火災が発生して、そのこと
ろに消防が行く時間はどうだとか、これを外国に
比べて料率が高いか低いか、もちろん日本の家は
木造の家が多過ぎますから、そう外国と直ち
に比較できませんけれども、そういう点も入れ

まして、相当長期にわたつてそういう問題につ
いてこの地震保険と別に議論した記憶がございま
す。

○成瀬幡治君 最後です。いま国民住宅金融公庫
のいわゆる政府公庫から借りて家を建てますと、
これは無条件に住宅保険に加入させられることにな
つていますね。したがって、政府がやっている
ところの住宅公団の建物は無条件に加入さ
せられる、そんなような点は議論されましたか。

○参考人(鈴木雄雄君) 私はあまり記憶が、實際
の覚えが悪い上に、ほんとにいろいろなこと
をやっているものでございまして、一つ一つの
こまかいことをちよつと覚えておりませぬけれ
ども、私はそんな住宅公団の家まで議論したような
ことがあるような気はちよつといたしませんけれ
ども。

○参考人(河野通一君) そういう問題は別に議論
いたしております。住宅公団がどういふ保険の
つけ方をしておりますか、私は存じませんが、か
りにそれがこゝであがつていふような条件を備え
て、たとえば住宅総合保険に入つておつて、そう
してその要件を満たしているものであれば、ある
いは当然これは自動付帯いたしますから、つく
と思ひます。しかし、普通火災保険になつていれ
ば、これはここにも書いてありますとおり、任意
には地震保険はつけられますけれども、自動付帯
にはならないわけですから、その辺、住宅公団の
火災保険のやり方はよく存じませぬものですが
から、よくわかりませぬが、そういう問題につ
いて具体的には審議会では議論をしております。

○成瀬幡治君 公団住宅の家賃値上げの問題が出
てきました、こういうようなことが一つの理由
にもなつておるようでありますから、こういう点
で何か議論をされたかと思つてお伺いをしたわけ
です。

次に、最後でございますが、保険会社はどつち
かという、若干もうかつていることは確かなん
です。行政指導等で配当等を制限しておる。ちよつ

とこの資料を見ると、住友が一番内容がいいのか
もしれませぬけれども、一割二分五厘配当してお
ります。こういういふ言つたような損保というよ
うなものは、たとえば自動車関係でいうならば強
制でやっているし、飛行機なんかは落ちが悪いの
で、みんな入りたくなる。飛行機はみんな入つて
いる。縁起でもないから入らないという人もある
が、大体は入つていふところ。こういうところに
対して、大蔵省が非常にいままでの料率の問題、
あるいは利益の配当はこうしなければならぬとい
ふかなんとかで、いろいろ制限を設けたと思ふの
ですが、何かこういうものに対しては若干内部留保
等もよくしてもしなければならない。そうでな
いと、つぶれてしまふということがあつてはたい
へんだと思ひますから、そこで配当制限というよ
うなことはどうだといふようなことについては、
どんな御意見でございませうか。

○参考人(鈴木雄雄君) これは審議会でもそんな配
当制限をするといふような話が出たことはい
だらうと思ひますけれども、とにかく損保会社が
もうけ過ぎていふことならば、料率を低く
して、できるだけ保険加入者の利益をはかつてい
くべきだといふ議論はもう出ましたですけれど
ども、それからすれば配当も高率におのずからな
らないと思ひますけれども、直接保険会社は一割
二分配当をしちやいかぬのだ、八分にとどめるべ
きだといふような直接の議論は出なかつたと思つ
ておりますけれども、私自身の意見はどうかとい
うふうにお聞きになるわけにございませうか。

○成瀬幡治君 ええ。

○参考人(鈴木雄雄君) その点は、私は、見よう
によりまふと、保険会社の配当といふようなもの
がわりあいに、何といひますか、右にならえとい
ひますか、一律の形になつておりますことがどうか
という感じをむしろ持つていふのでございませ
う。つまり、企業努力をしてよくすれば、それだけの
ものに報いてよいじゃないか、それなのに、それ
を配当をそこで抑えまふと、結局企業努力とい
うものがとまる、ある意味でいへば自由な競争と

いふものが阻害されるというやうな危険もあるわ
けです。そうかといつて、それがむやみやたらに
格差があつては、これは悪い保険会社といひま
すか、成績の悪い保険会社の運命に關係してくるわ
けで、それが一保険会社の利益だけの問題ではご
ざいませぬで、やはり社会的な影響も大きいわけ
ですから、そうむやみなことを言うわけじゃござ
いませぬけれども、むしろ以前にはもうほとんど
全部一律に配当率があつていたやうなこと、それ
はむしろ安住をしていく危険があるのではないか
といふやうな感じを持つておりました、このご
ろはこの辺が若干のゆとりを認めるやうになつた
わけにございませう。結局、幾ら以上しちやあいか
ぬといふやうなことをやりますよりは、そうして
また、保険会社の配当といふやうなものは、事業
から比べますと小さなものでございませうから、そ
ういふものでいくよりは、事業自体のほうの健全
化といひますか、あるいは努力といひますか、そ
ういふものを要求していくといふやうな形のほう
がいいんじゃないかといふ感じを私は持ちます。

○日高島高君 ちよつと河野参考人にお伺いしま
すが、この審議会でも全損といふものについては、
どの程度は全損であるとか、大体そういうやうな
範圍のことには議論なさなかつたのかどうか。そ
れから、契約金額の最高限度は大体どれくらいが
いいの、いま三百万でしたかね、そういうもの
について審議会でも何か御意見等なかつたですか。

○参考人(河野通一君) 第一点の全損の問題は、
先ほど須藤委員からも御質問があつたのでありま
すが、全損とは何ぞやといふことは、いろいろわ
れわれなりに議論をいたしたことは事實でござい
ます。その結果、やはり物理的な全損といふこと
だけでなく、物理的には全損ではないけれども
経済的にもう用をなさぬものは、これはやはり
全損として考えなさいかねと。先ほど申し上
げましたやうに、分損をこの案では担保しないこ
とになつておりますから、そういう点からいつて
も、全損の範圍は、許される範圍でばくは広く解
釈すべきだと。分損はやはりこれはちよつとむず

かしいと思います。分損は担保すべきかどうかとも議論が出ましたけれども、やっぱりどうもこういって地震保険といったような性質のものでは分損はむずかしいだろうと。第一、査定が非常にむずかしい、それから、あんな一ぺんにがさつきたときに何%だということとはとてもできないのです。それから、保険金額は、これのよしあしは御質問の第二の点に關連しますけれども、最高で九十万だと、こういうことになっておりますから、分損ということになったらあまりたいした金額にはならないと思ひますから、分損はやめたほうがいいと思ひますが、分損をやる以上は、全損の範囲は、これはもちろん許される限界があるだろうと思ひますが、許される範囲で広く解釈するのが、つまり物理的な問題ではなくて、経済的に考へていくべきじゃないか、こういうのが審議会の結論になったわけでございます。

それから、第二の点の保険金の最高支払い割合がどうだという御意見は、先ほど来私も御説明申し上げましたように、たとえば被保険者の立場からいいますと、何だ九十万円しかくれないのかと。九十万円もたらつたらいい、いまのような状態で物価とかいふことを考へて、何もできないじゃないかと、こういう議論が一方であるわけですね。それから、今度は、それじや国のほうの立場は、保険会社自体は一体どの程度負担できるのか、国の財政状態からいって一体どの程度できるのか、われわれが考へられる非常に巨大な被害といふことを考へた場合に、この最高の保険金支払い額——保険金と言つちゃ悪いですけども、保険金支払い額を上げれば上げるだけ、巨大災害に對しては国の財政負担割合は非常に大きくなる、そのこととからみ合わせの問題だと思ひます。

それで、まあいろいろ議論が出たんですが、こういう大體の考へ方だったんですね。この九十万円は一体何だろうということがいろいろ考へられたんですが、おそらく地震で倒れた建物に對して、それを復旧するすべての金を保険金によつてまか

なうということとは、地震保険の性質からいって無理だと、国の財政状態からいってすれば、そこで、さしあたり、これは悪いけれども、頭金——家を建てるための頭金くらいいふのは何とか出せるものでないかならぬのじゃないか。じや、頭金とは一体何なのかと、いろいろ実はわれわれなりに議論をしたんですが、大體百万円前後のものはいらぬことを考へて一通りの家を——あまり家勢な家を建てるわけじゃないんで、家を建てるのなら、百万円ぐらいあれば何とかスタートできるんじゃないかといふようなことを考へてから考へながら、決してその金額は十分だとは思ひたいけれども、いまのような地震保険というものについて、国の財政というものを考へ、いろいろなことを考へると、満足すべきじゃないけれども、いまの状態からいけばやむを得ないのじゃないか。しかし、これで満足しちやいけなくて、今後生活程度というものと、国民生活の程度は變つていき、国の財政力といふものがふえ、保険会社の担保力といふものがだんだん増大してくるのに應じて、これらの対策をさらにもつといふものにしていかなきゃならないと、こういう結論に達したわけですね。

○委員長(徳永正利君) 他に御質疑もないようでございますから……。

○戸田菊雄君 ちよつと一つだけ、最後に河野先生にお伺ひ申し上げたい。保険料率の問題について、何か審議会のほうで意見が出ましたか。これは低いほうがいいということになっておりますが、具体的にその額等の問題ですね。

○参考人(河野通一君) これはいろいろ議論がなされた。それでほんとうにいろいろな意見が出ましたけれども、どうもやはりこれは勘で話していいやだめだ、一ぺん計算をしなくちゃいかぬじゃないか。危険率とか保険の数理というものに地震といふものはのりにくいものだと考へてございませうけれども、それは何らかの仮定を置いて、できるだけやはり数理的に計算をしてみようじゃないか。そしてその中でできるだけ純保険料というものを安くして低くしよう、いわんや付加保険料に

ついては、できるだけサービスを保険会社にしてもらう立場で、純保険料といふものは計算で出るものですから、なかなかむずかしいと思ひますけれども、付加保険料は少なくともできるだけサービスをするというところで、保険料自体を低くして、その中で、大體いまある総合の火災保険、これは場所によつてみな違ふけれども、それと比較してそれにプラスするものがあまり多過ぎちやいから、それもよく考へようということ。

それから、もう一つ、保険料についてわれわれが考へたことは、保険というものの社会的、公共的の意味から考へて、地震の頻度あるいは可能性の程度が高い土地と低い土地と、これを普通の営利保険で——営利保険といふことは悪いけれども、民間の純粹の保険であるならば、その頻度あるいは危険の可能性の多いか少ないかによつて非常に違つてくるわけですね、保険料というものは。しかし、この保険はもつと公共的な意味があるのだから、ただそういう危険の起る可能性だけに従つて開差をつけるのはいけないので、一番危険の高いところと危険の少ないところの開差をできるだけ縮めようじゃないか。しかし、これは一緒にするわけにはいかないもので、危険のほとんどないところと多いところと一緒の保険料というわけにはいかぬから、おのずから差があるけれども、その差はできるだけ縮めたほうがいいじゃないか、社会的な状態において、こういう程度のことだけ議論をいたしました。

○委員長(徳永正利君) 他に御質疑もないようでございますので、参考人の意見聴取はこれをもつて終了いたしますと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 参考人の皆さまにおかれましては、きょうはほんとうにお忙しいところを長時間にわたりました、この委員会のために貴重な御意見をお述べいただきましたことを、心から

お礼を申し上げる次第でございます。委員会を代表いたしました、一言ごあいさつ申し上げます。面案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

なお、次回の委員会は四月二十一日(木曜日)午前十時からとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫が行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願(第一五八五号)(第一六一七号)(第一六九九号)(第一七〇〇号)

第一五八五号 昭和四十一年四月四日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者 三重県津市下田字徳田三三財団
法人三重県傷痍軍人会内 松村黄次郎

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第一六一七号 昭和四十一年四月六日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者 長野市東町五四〇ノ一長野県社会館内長野県傷痍軍人会内 三尾 實三

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第一六九九号 昭和四十一年四月七日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者 茨城県水戸市南三の九一八茨城県傷痍軍人連合会内 三村勇 紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十一年四月七日受理

国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者

宮城県仙台市勾当台通二七宮城県
傷痍軍人会内 広野周治郎外一名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第十三号中正誤

ベシ段行 誤

正

二三 得説明

四二 探知機

六二 国分

八二 流水

二二 再生産

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度

二二 今度